

平成25年2月19日

(一財)札幌アイスホッケー連盟
加盟団体 代表者 様

(一財)札幌アイスホッケー連盟
会長 片岡



平成25年度 アイスホッケー連盟登録手続きについて

春暖の候、貴団体には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、本連盟の運営に多大なるご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当連盟も4月1日より新年度を迎え、(一財)札幌アイスホッケー連盟『定款第9章第40条』に基づき、平成25年度の加盟団体(チーム)役員及び選手の登記、登録更新手続きを行っていただきたく、ここにご案内申し上げます。

今年度より道ア連の加盟団体負担金の改訂に伴い、本連盟の加盟料(団体・個人ともに)も改訂させていただくことになりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、手続きにあたりは、添付の書類に必要事項を記入し、4月30日までに手続きを完了してください。

時節柄ご多忙のことと存じますが、何卒提出期日までに手続きを完了されますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

{送付資料}

- ① 連盟定款細則、登録についての解説登録料
- ② 加盟団体台帳
- ③ 登録用紙(継続分、平成24年度登録リスト・2月13日現在)
- ④ 登録用紙(新規登録分)
- ⑤ 登録料計算書
- ⑥ 加盟団体会員追加登録申請書
- ⑦ 登録抹消申請書
- ⑧ 登録変更承諾書
- ⑨ 移籍・追加登録について

②③④⑤ 提出用紙

⑥⑦⑧ 年度内発生時提出用紙

以上

一般財団法人札幌アイスホッケー連盟

登録細則

第1条 (目的)

定款第40条に基づき、定款第41条の登録に関する細部を規定する。

第2条 (登録及び登記)

- (1) 本連盟の登録とは、加盟団体（チーム）及びそれに所属する会員（監督・コーチ・選手等）の登録をいい、毎年更新するものとする。
- (2) 加盟団体は毎年4月30日まで所定の手続きを終えなければならない。
- (3) 会員は、自ら所属する加盟団体の統括地域内に、居住、勤務あるいは通学する者でなければならない。ただし、居住地、勤務地あるいは通学地のいずれにも適合する加盟団体がないときは、自己の意思により他の加盟団体により登録ができる。
- (4) 外国籍を有し、かつて外国の連盟に所属していた選手の登録は、国際アイスホッケー連盟（IIHF）の指定する手続きを経て、（公財）日本アイスホッケー連盟の承認を受けて手続きをしなければならない。
- (5) 外国籍を有する選手を含むすべての会員は、本連盟の主催する競技会及び諸行事への参加について、本連盟の拘束を受けるものとする。

第3条 (登記会員)

札幌市（アイスホッケー連盟の組織されていないその近郊を含む）に居住または勤務するもので、アイスホッケー・インラインホッケー競技を愛好し、かつ加盟団体の登録会員でないものは、理事会の資格審査を経て、登記を行うことができる。

申請者は毎年4月30日までに所定の手続きを終えねばならない。

第4条 (登録、登記の効力)

前2条の期日を過ぎて手続きを行った加盟団体及び会員の登録、登記は、本連盟から（一財）北海道アイスホッケー連盟への手続き完了の日の10日後から有効となる。

第5条 (登録料及び登記料)

登録料および登記料は別表の通りとし本連盟に納めなければならない。

第6条 (会員の所属加盟団体)

会員が所属する加盟団体は、オールドタイマーを除きいかなる場合も1つに限られる。

- (1) スタッフとして複数の加盟団体に重複登録する場合は、1名につき1回のみの課金とする。なお、登録料は最初に登録申請した加盟団体を課金

対象とする。

- (2) ただし、競技会への参加申込に際して、本連盟の会員であり、又当該競技会の主催団体及び所属加盟団体の認可があれば、他の加盟団体のチーム役員の任に当たることができる。

第7条（登録申請）

登録申請は加盟団体ごとに、登記登録申請は個人により、所定の登録用紙に会員名その他を記入し本連盟へ提出する。

第8条（所属団体の変更）

- (1) 会員が、年度途中又は年度当初の登録更新にかかわらず、所属加盟団体を変更しようとするときは、その所属する加盟団体の承諾を得なければならない。会員の移動で加盟団体が変わる場合は、新所属団体へ前所属加盟団体の「登録変更承諾書」を提出しなければならない。
- (2) 年度内移籍の場合は、別途移籍手数料が課金される。
- (3) 前加盟団体が承諾書の発行を拒み、これを不当と考える会員は本連盟へ提訴することができる。
- (4) いずれの場合も、変更が成立した場合、前所属加盟団体の登録は直ちに削除されなければならない。
- (5) 学校の卒業による登録変更の場合は本条（1）項の手続きを省略することができる。

第9条（資格取り消し）

会員が（公財）日本アイスホッケー連盟・スポーツマン綱領に違反した場合、直ちに登録を取消す。

第10条（登録規定違反）

会員が第2条に違反した場合、1年を限度とする加盟団体資格及び会員資格の停止または保留処分を課すことがある。

第11条（登録審査委員会）

- (1) 登録に関する一般的な問題は連盟審議委員会で処理し、重要問題に際しては登録審査委員会が設けられる。
- (2) 登録審査委員会は専務理事、審議委員長及び会長指名の3名の理事で構成し、審議委員長が議長となる。

第12条（プライバシーポリシー）

本連盟のプライバシーポリシーについては、上部団体（一財）北海道アイスホッケー連盟のプライバシーポリシーに準拠する。

〔登録についての解説〕

「一般財団法人 札幌アイスホッケー連盟定款」第40条に基づき・第41条の登録に関する第2条に定められた通り、加盟団体・会員登録は毎年更新いたします。

- ① 加盟団体登録は、会員数が10名以上となっています。
- ② 加盟団体の、会員が競技者として所属できるのは、オールドタイマーを除き1団体に限られます。(二重登録は認められません)
- ③ 年度当初の登録更新で会員の加盟団体変更がある場合には、前年度登録されている加盟団体の承諾を得なければなりません。
又、年度当初に限らず、会員が加盟団体の変更を行う場合にも、前加盟団体の登録変更承諾書が必要となります。
承諾書の書式は別添「登録変更承諾書」(予めコピーして下さい。)に、必ず前加盟団体代表者印を得て、変更先加盟団体で当該会員の追加登録手続きの際に添付して提出して下さい。
(年度内での移籍・抹消等の手続きをする場合、手続き費用が必要です。)
- ④ 年度内に会員の追加登録がある場合、別添「加盟団体会員追加登録申請書」(予めコピーして下さい。)を提出すると共に当該会員分の登録料を納入し、速やかに追加登録の手続きを行ってください。
会員の追加登録は、年度内随時受け付けますが、本連盟主催競技会へ参加出場する場合、大会規定で特に定めがない限り、競技会開始30日前までに登録申請を完了していなければ、出場資格を得ることができません。
(札ア連競技事業規則)
上部団体主催競技会へ参加出場する場合、大会規定で特別に認められていない限り、年度内大会ならば開始期日の最低50日前までに手続きを完了していなければ、出場資格を得ることができません。
(例：全道選手権大会・国体地区予選・道新杯等)
- ⑤ 登録申請の提出期限に遅れた場合、継続加盟団体であっても、新規加盟団体扱いとなり、団体登録料も新規加盟となりますのでご注意ください。
提出書類・登録料納入が全て完了した時点で、更新登録手続きを終了したことになります。

[提出書類について]

提出する書類は以下に注意して、必要事項は漏れなく正確に記入して下さい。

① 加盟団体台帳

[連絡先]の欄には、確実に連絡を取れる方、並びにその方の住所、電話番号を記入して下さい。(この用紙に記入されている通り、案内等を郵送し、又電話連絡もいたします。勤務先等が連絡先の場合、社名・部署等の記載が無く、郵便物が戻ってくる場合がありますので、ご注意ください。)

[会員数]の欄には、当書類提出時の会員数を記入して下さい。

② 登録用紙(継続加盟団体)

平成24年度の登録リストを送付します。

平成25年度において、継続してチームに在籍している登録者については、氏名・読み仮名・生年月日・住所等修正箇所を朱書きで訂正し、平成25年度チームに登録しない登録者については、朱線を引き抹消して下さい。

追加する場合には、別添「加盟団体会員追加登録申請書」に記入し、提出して下さい。

他加盟団体(チーム)に所属会員として登録しており、当該チームで部長、監督、コーチ等として指導のみ行う者については、スタッフとして登録ができますので、「備考」欄に派遣もとのチーム名を記入して下さい。

③ 登録用紙(新規加盟団体)

新規登録用紙に、チーム名・責任者名・種別・種類を記入の上、新規登録者の情報を記入して下さい。

勤務先・通学先所在地で登録する場合、社名、学校名等名称をはっきり判別できるよう記入して下さい。

第2種登録者(大学)は、備考欄に出身校高名及びその所在地(都道府県名)を必ず記入して下さい。

他加盟団体(チーム)に所属会員として登録しており、当該チームで部長、監督、コーチ等として指導のみ行う者については、スタッフとして登録ができますので、「備考」欄に派遣もとのチーム名を記入して下さい。

新規登録者が、15名を超える場合、予め用紙をコピーして記入して下さい。

④ 登録料計算書

登録用紙記載人数の会員登録料と加盟団体登録料を合算し、提出して下さい。

なお、登録料は、必ず当連盟銀行口座へ振込みして下さい。

前年度に、一部の団体で登録用紙の記載人数と、振込み金額が一致しなかった例もあります。振込み金額の振込根拠として写しをコピーして下さい。

記

1 提出先(郵送)

〒064-0931 札幌市中央区中島公園1番6号 札幌市中島体育センター内
財団法人 札幌アイスホッケー連盟 事務局

2 提出書類

- ① 加盟団体台帳
- ② 登録用紙(継続分)
- ③ 登録用紙(新規登録分)
- ④ 登録料計算書

3 受付開始日:平成25年4月1日(月)より

※ 当連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
登録料の振込みについては、必ず4月1日以降になるよう処理をお願いします。

4 提出締切日:平成25年4月30日(火)必着

※締切日以後についての登録は随時受付いたしますが、加盟団体登録料は、
新規加盟団体登録料の扱いとなりますので、くれぐれも継続加盟団体は締切
日まで、手続きをして下さい。

5 登録料

登録料は、書類提出と同時に、銀行振込みにより、下記口座へ納入して下さい。
振込み人の名義は個人名ではなく、必ず団体名にして下さい。

振込先 北洋銀行札幌東支店 普通口座 No 0167273
口座名 (財)札幌アイスホッケー連盟
会長 片岡 勲

以上

別 表 (アイスホッケー登録料)

1 加盟団体登録料/負担金 (加盟団体の種別と納入金額)

(円)

種 別	加 盟 団 体	団 体・登録料		備 考
		継続加盟	新規加盟	
第1種A	一般チーム (企業・クラブ)	30,000	40,000	
第1種B	一般チーム (企業・クラブ)	25,000	35,000	加盟負担金
オールドタイマー	オールドタイマー	20,000	30,000	
第2種	大学チーム	25,000	35,000	
第3種	高校生チーム	20,000	30,000	
第5種	中学生チーム	15,000	20,000	
第6種	小学生チーム	15,000	20,000	
第7種	女子チーム (企業・クラブ)	25,000	35,000	

◎第1種Aとは、

(公財) 日ア連まで登録し、日ア連主催大会に出場できる。

(全ての大会に参加できる資格を得る。)

◎第1種Bとは、

(一財) 道ア連までの加盟負担金で、道ア連及び(一財)札ア連の大会に出場できる。

(参加制限がある。)

◎オールドタイマーとは、

(公財) 日ア連まで登録し、日ア連主催オールドタイマー大会に出場できる。

2 会員登録料 (加盟団体の会員一人当たりの納入金額)

(円)

種 別	加盟団体	会員登録料
第1種A	一般チーム (企業・クラブ)	5,000
第1種B	一般チーム (企業・クラブ)	5,000
オールドタイマーA	※注記	3,000
オールドタイマーB	※注記	5,000
第2種	大学チーム	5,000
第3種	高校生チーム	3,500
第5種	中学生チーム	3,500
第6種	小学生チーム	3,500
第7種	女子チーム (企業・クラブ)	4,000
登 記	連盟役員他	8,000
登 記 B	チームマネージャー	5,000

◎登 記 とは、

登録規程第3条の他、連盟役員、及び各種別加盟団体の役員としての登録を行う個人を指す。(例：代表者、部長、コーチ、レフェリー等)

◎登 記 B とは、

チームの指導には関わらず、あくまでマネージャーとしての業務に携わる者。

※注 記

オールドタイマーAは、登録会員及び一般チームに登録をしている個人を指す。

オールドタイマーBは、オールドタイマーチームのみに登録している個人を指す。

3 移籍・抹消手続き費用

年度内に、登録会員の移籍・抹消等の手続きをする場合、一人当たり1,000円の手続き費用を負担するものとする。

4 追加登録料

会員の追加登録については、2項の会員登録料のみ納入する。

【年度初めの移籍登録について】

- ・4月の登録時に前年度所属チームとは異なるチームへ登録する場合にも、2重登録等を防ぐために登録変更承諾書の提出が必要となりますので、該当者は事前に前所属団体より受け取り、新所属団体へ提出してください。ただし、登録抹消申請書の提出ならびに手続き費用1,000円は必要ありません。

なお、学校卒業に伴う所属チーム変更の場合は登録変更承諾書提出の省略が可能です。備考欄に卒業校を記載ください。

- ・札ア連を含め、他都市・都道府県アイスホッケー連盟に1年以上未登録の場合は新規扱いとなり、登録変更承諾書の提出は不要です。

【年度途中の追加・移籍登録について】

◎札ア連への追加登録

- ・加盟団体会員追加登録申請書を作成し、札ア連事務局へ提出
(押印書類なので、原本を郵送か持参のこと)
- ・各種別に応じた会員登録料を札ア連口座へ送金

◎札ア連⇒他加盟団体への移籍

《前所属団体》

- ・登録変更承諾書を作成し、新所属団体へ渡す
- ・登録抹消申請書を作成し、札ア連事務局へ提出

《新所属団体》

- ・加盟団体会員追加登録申請書を作成し、登録変更承諾書と共に札ア連事務局へ提出
(押印書類なので、原本を郵送か持参のこと)

《前・新所属団体どちらか》

- ・手続き費用一人あたり1,000円を札ア連口座へ送金

※第1種B⇒第1種Aへの変更の際には、手続き費用1,000円の他に、登録料として5,000円が必要となる。

◎札ア連⇒他都市連盟への移籍

《札ア連所属団体》

- ・登録抹消申請書を作成し、札ア連事務局へ提出
- ・手続き費用一人あたり1,000円を札ア連口座へ送金